

令和 8 年第 8 回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 3 時 10 分
- 2 場 所 会津若松市役所本庁舎 4 階 会議室 4－1
- 3 委 員 農業委員 19 名

4 出席した農業委員 18 名

1 番委員	小檜山 寿範	2 番委員	相原 孝志	3 番委員	梶内 徳仁
4 番委員	長谷川 泰道	5 番委員	中島 吉郁	6 番委員	大竹 吉弘
7 番委員	大堀 千守	8 番委員	春日部 一視	9 番委員	荒井 重隆
10 番委員	大島 光信			12 番委員	二瓶 正貴
13 番委員	多田 善信	14 番委員	渡部 一夫	15 番委員	佐野 和枝
16 番委員	武田 久美子	17 番委員	渡邊 直也	18 番委員	佐々木 隆夫
19 番委員	渡部 政美				

5 欠席した農業委員 1 名

11 番委員	庄司 遼				

6 出席した事務局職員

事務局長	生江 隆	事務局次長	加藤 高弘	主事	三崎 由香里

農業委員会事務局	只今より、令和 8 年第 8 回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 私、本日の司会進行を務めさせていただきます、農業委員会事務局の加藤と申します。よろしくお願いいたします。 本日の総会につきましては、市長の任命後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、市長が招集したところでございます。 また、総会の議長につきましては、農業委員会総会会議規則第 7 条によりまして、会長があたることとされておりますが、会長を選出するまでの間、地方自治法第 107 条の規定を準用し、委員の中で最年長者が臨時議長となることについて、ご異議ございませんか （異議なしの声）
農業委員会事務局	それでは、本日、ご出席いただいております委員の中で、最年長者は大島光信 委員でありますので、大島委員に臨時議長をお願いすることにいたします。それでは、大島委員、臨時議長席へお着き願います。
（臨時議長） 大島 光信 委員	只今、ご紹介いただきました、大島 光信でございます。 会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。円滑な

(臨時議長) 大島 光信 委員	議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。 なお、本日の出席委員は18名であり、過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立していることを報告いたします。
(臨時議長) 大島 光信 委員	次に、議席の指定につきましては、会津若松市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により会長が定めることになっておりますが、議事の進行上、会長が決まるまでの間、仮議席として、只今、ご着席の議席を指定させていただきますので、ご了承願います。
(臨時議長) 大島 光信 委員	それでは只今より次第に従い、議事を進めます。 なお、本日の会議の進め方について申し上げますが、ご発言される際には、その都度、挙手の上、議長の許可を得た後に起立いただき、発言をお願いいたします。 それでは、選挙第1号、会津若松市農業委員会会長の互選についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	では、議案書の2ページをご覧くださいと思います。 選挙第1号、会津若松市農業委員会会長の互選についてでございます。 農業委員会等に関する法律第5条におきましては、農業委員会に会長を置くこと、さらに会長は委員が互選した者をもってあてると規定されております。 また、互選の方法につきましては、一般的に選挙によって行うこととされておりますが、地方自治法第118条に規定される指名推選、いわゆる委員全員の同意をもって当選人を決定する方法を用いることができます。 加えて、ここでいう選挙とは、候補者を限定せず、農業委員19名全員が候補者となり、最も得票数の多い方を会長として決定するものであります。 なお、指名推選によって決定する方法において2名以上の方が推薦された場合には、指名推選の方法によらず、選挙により決定することになります。 まず、はじめに、互選の方法について、ご審議願います。 事務局からの説明は以上です。
(臨時議長) 大島 光信 委員	事務局の説明が終わりました。 会長は委員の互選によることと定められております。 それでは、まず互選の方法についてであります。選挙によって決定する方法と、指名推選によって決定する方法、いずれの方法にしたら良いかお諮りいたします。いかがでしょうか。
佐野 和枝 委員	はい。
(臨時議長) 大島 光信 委員	佐野 和枝 委員
佐野 和枝 委員	指名推選がよろしいと思います。
(臨時議長) 大島 光信 委員	指名推選との意見が出されましたが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
(臨時議長) 大島 光信 委員	満場ご異議ないものと認めます。 よって、互選の方法は、指名推選によることに決せられました。

(臨時議長) 大島 光信 委員	それでは、会長に選出したい方の推薦をお願いします。
佐野 和枝 委員	はい。
(臨時議長) 大島 光信 委員	佐野 和枝 委員
佐野 和枝 委員	前会長である、渡部 政美 委員を推薦したいと思います。 推薦理由としましては、農業委員をこれまで5期、会長職を1期務めており、その知識と経験は、今後の市農業委員会の運営と活動に大きく貢献するものと考えられます。現在も、県農業会議の理事、会津若松地方農業委員会連合会の会長職にあり、引き続き会津地域はもとより、県内の農業委員会組織のまとめ役として活躍していただきたいと推薦いたします。
(臨時議長) 大島 光信 委員	只今、佐野委員から、渡部 政美 委員を推薦するとの発言がありました。渡部 政美 委員、候補者として立候補の承諾をいただけますか。
渡部 政美 委員	承諾いたします。
(臨時議長) 大島 光信 委員	その他にありませんか。 他に発言がありませんので、お諮りいたします。 渡部 政美 委員を会長に決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
(臨時議長) 大島 光信 委員	満場ご異議ないものと認めます。 よって、会長は、渡部 政美 委員と決定されました。 それでは、渡部 政美 委員、会長就任のご承諾とあわせて、ご挨拶をお願いいたします。
渡部 政美 委員	只今、会長にご推薦いただき、また、皆様からご承認いただきまして誠にありがとうございます。今日から第26期が始まるわけですが、これからまた色んなことがあると思います。皆様のお力をお借りしながら、農業委員会を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
(臨時議長) 大島 光信 委員	ありがとうございます。 本会議は、会長が議長の任にあたることとなっておりますので、これをもって、臨時議長の任を解かせていただきます。 議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。 暫時、休憩いたします。
農業委員会事務局	大島委員、ありがとうございました。 それでは、渡部 政美 会長、議長席にご移動願います。
議長（会長）	では、再開いたします。 先ほどは、大島委員、大変ありがとうございました。 議事進行について、引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長（会長）	それでは、まず、議席の指定に移ります。 議席については、会津若松市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が定めることになっておりますので、これより指定いたします。 なお、これまでの慣例に従い、在任期数及び年齢を考慮し、ご指定申し上げます。 1 番 小檜山 寿範 委員 2 番 相原 孝志 委員 3 番 梶内 徳仁 委員 4 番 長谷川 泰道 委員 5 番 中島 吉郁 委員 6 番 大竹 吉弘 委員 7 番 大堀 千守 委員 8 番 春日部 一視 委員 9 番 荒井 重隆 委員 10 番 大島 光信 委員 11 番 庄司 遼 委員 12 番 二瓶 正貴 委員 13 番 多田 善信 委員 14 番 渡部 一夫 委員 15 番 佐野 和枝 委員 16 番 武田 久美子 委員 17 番 渡邊 直也 委員 18 番 佐々木 隆夫 委員 19 番 渡部 政美 委員 以上のとおり議席を指定いたします。
議長（会長）	なお、慣例により、会長を議席の最後に、会長職務代理者をその前に指定しておりますので、会長職務代理者の選出後、8月3日の全員協議会において、改めて議席をご指定申し上げますが、本日は、仮議席のまま進めますので、あらかじめご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名人についてお諮りいたします。 署名人は、会津若松市農業委員会総会会議規則第18条の規定に基づき、2名とし、私からご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 1 番、小檜山 寿範 委員、2 番、相原 孝志 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	次に、選挙第2号、会津若松市農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	では、議案書の3ページをご覧くださいと思います。 選挙第2号、会津若松市農業委員会会長職務代理者の互選についてでございます。農業委員会等に関する法律第5条におきましては、農業委員会に会長職務代理者を置くこと、さらには会長職務代理者は委員が互選した者をもって充てると規定されております。

農業委員会事務局	また、互選の方法につきましては、一般的には選挙によって行うこととされておりますが、地方自治法第118条に規定される指名推選、いわゆる委員全員の同意をもって当選人を決定する方法を用いることができます。 加えて、ここでいう選挙とは、候補者を限定せず、只今、会長に決定しました、渡部 政美 委員を除く、農業委員18名が候補者となり、最も得票数の多い方を会長職務代理者として決定するものであります。 なお、指名推選によって決定する方法において2名以上の方が推薦された場合には、指名推選の方法によらず、選挙により決定することになります。 まず、はじめに、互選の方法について、ご審議願います。事務局からの説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 会長職務代理者は委員の互選によることと定められております。 それでは、まず互選の方法についてであります。選挙によって決定する方法、指名推選によって決定する方法、いずれの方法にしたらよいかお諮りいたします。
佐々木 隆夫 委員	はい。
議長（会長）	佐々木 隆夫 委員
佐々木 隆夫 委員	会長の互選と同じように、指名推選の方でお願いしたいと思います。
議長（会長）	只今、佐々木委員から、指名推選でとの意見が出されましたが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、互選の方法は、指名推選によることに決せられました。 それでは、会長職務代理者に選出したい方の推薦をお願いいたします。
佐々木 隆夫 委員	はい。
議長（会長）	佐々木 隆夫 委員
佐々木 隆夫 委員	渡邊 直也 委員を推薦いたします。農業委員をこれまで5期、広報部会長や利用集積推進部会長を担っており、農業施策に対する経験と知識を備えている。将来の会津若松市の農業を担っていく中心人物、リーダーであり、職務代理者の重責を担う人物として適任ではないかと思っております。
議長（会長）	只今、佐々木委員から、渡邊 直也 委員を推薦するとの発言がございました。渡邊 直也 委員、候補者として立候補の承諾をいただけますか。
渡邊 直也 委員	謹んで、承諾いたします。
議長（会長）	ありがとうございます。では、その他にございませんか。 他に発言がありませんので、お諮りいたします。 渡邊 直也 委員を会長職務代理者に決定することに、ご異議ございませんか。 （異議なしの声）

議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、会長職務代理者は、渡邊 直也 委員と決定されました。 それでは、渡邊 直也 委員、会長職務代理者就任のご承諾とあわせて、ご挨拶をお願いいたします。
渡邊 直也 委員	只今、ご推薦をいただきましてありがとうございます。まだまだ未熟ながら皆様のお力をいただきながら、会長を支えてまいりたいと思います。 今後ともよろしくお願いいたします。
議長（会長）	では次に、議案第 32 号、会津若松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の 4 ページをご覧くださいと思います。 議案第 32 号、会津若松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてでございます。 本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の 4 規定に基づきまして、会津若松市農地利用最適化推進委員を選任しようとするものでございます。 農地利用最適化推進委員とは、農地の利用状況調査等をとおり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進により、農地利用の最適化の推進等を担う方々でございます。 推進委員の公募につきましては、農業委員の皆様と同様、令和 8 年 2 月 2 日から 4 月 3 日までの約 2 カ月間を期間とし募集させていただいた結果、定数 18 名に対しまして、19 名の応募があったところでございます。 その後、第 25 期農業委員会役員会で構成する選考委員会を開催し、候補者 18 名を選考したところでございます。 それでは、議案書 5 ページ、会津若松市農地利用最適化推進委員候補者名簿をご覧くださいと思います。 活動地域ごとに、お名前の方を読み上げさせていただきます。 まず、第 1 区 長尾 好章 様、小林 忍 様 第 2 区 渡部 好昭 様、丸田 保男 様 第 3 区 渡部 義勝 様、佐藤 一雄 様、橋本 邦生 様 第 4 区 渡部 政治 様、高橋 亘 様、田代 新一 様 第 5 区 武藤 寿朗 様、高橋 一美 様、鈴木 雄一 様、渡部 裕末 様 第 6 区 佐藤 茂 様、五十嵐 博幸 様、高橋 一浩 様、小島 博行 様 以上のとおり、会津若松市農地利用最適化推進委員の選任について、承認を求めるものでございます。 ご承認をいただけたら、8 月 3 日(月)に、推進委員の委嘱状交付式を執り行う予定でございます。事務局からの説明は以上です。
議長（会長）	只今、事務局より説明がございました。ご質問等はありませんか。 ご質問がないようでございますのでお諮りいたします。 議案第 32 号、会津若松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。

議長（会長）	よって、議案第 32 号については、原案のとおり、承認することと決せられました。
議長（会長）	なお、農地利用最適化推進委員の議席については、農業委員・農地利用最適化推進委員としての期数及び年齢を考慮し、指定いたしますので、ご了解願います。 以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。 （午後 3 時 34 分閉会を宣言する）

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 8 年 7 月 23 日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美

農業委員 1 番 小檜山 寿 範

農業委員 2 番 相 原 孝 志